

# 第1章

## 計画の基本的事項

### 1. 策定の背景と趣旨

本市では、平成 25（2013）年 3 月に平成 34（2022）年度までを計画期間とする「新・にしのみや健康づくり 21（第 2 次）西宮市健康増進計画」（以下「第 2 次計画」という）を策定し、「健康寿命の延伸」と「早世（早死）予防」を目標に「栄養・食生活」「身体活動・運動」「こころの健康」「タバコ」「アルコール」「歯・口腔の健康」「健康診査と健康管理」の 7 分野で具体的な取り組みを展開してきました。

策定から 5 年が経過し、今回の中間評価結果では、市民の平均寿命と健康寿命は県や全国と比べて良好であり、悪性新生物による死亡状況も改善されました。また、「タバコ」分野では喫煙率が低下し、「歯・口腔の健康」分野では多くの項目で策定時から改善が見られるなど、一定の成果が出ています。

一方で、「栄養・食生活」「身体活動・運動」分野における項目は十分な改善が見られず、糖尿病有病者・予備群の割合等が策定時より増加していることから、依然として生活習慣の改善が進んでいない人が相当数いることが予想されます。

また、がん検診の受診率も伸び悩んでおり、引き続き取り組みが必要です。さらに、小学生の肥満が増加するなど若い世代からの予防の必要性も示唆されます。

加えて、国による「自殺対策基本法」の改正（平成 28（2016）年 4 月）に基づく市町村自殺対策計画の策定義務化、「がん対策基本法」の改正（平成 28（2016）年 12 月）があり、これらの取り組みに注力していく必要があります。

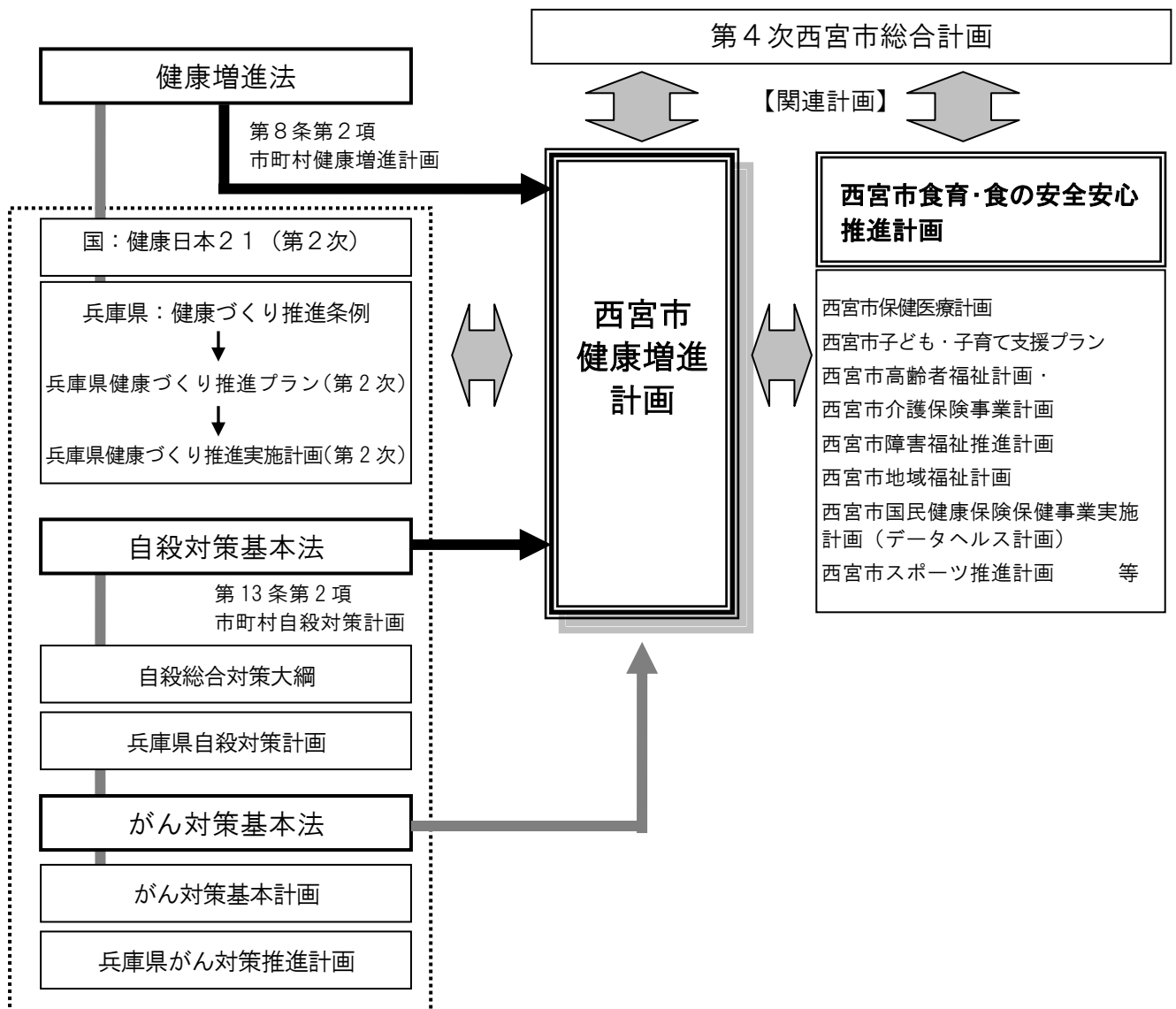
このような状況を勘案し、「第 2 次計画」の目標達成に向けて中間見直しを行い、今後の健康づくりに活かしてまいります。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「健康日本 21（第2次）」の地方計画および健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として位置づけ、「第4次西宮市総合計画」や関連計画および「兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）」等と整合を図りながら推進します。

また、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」を包含する計画として位置づけます。

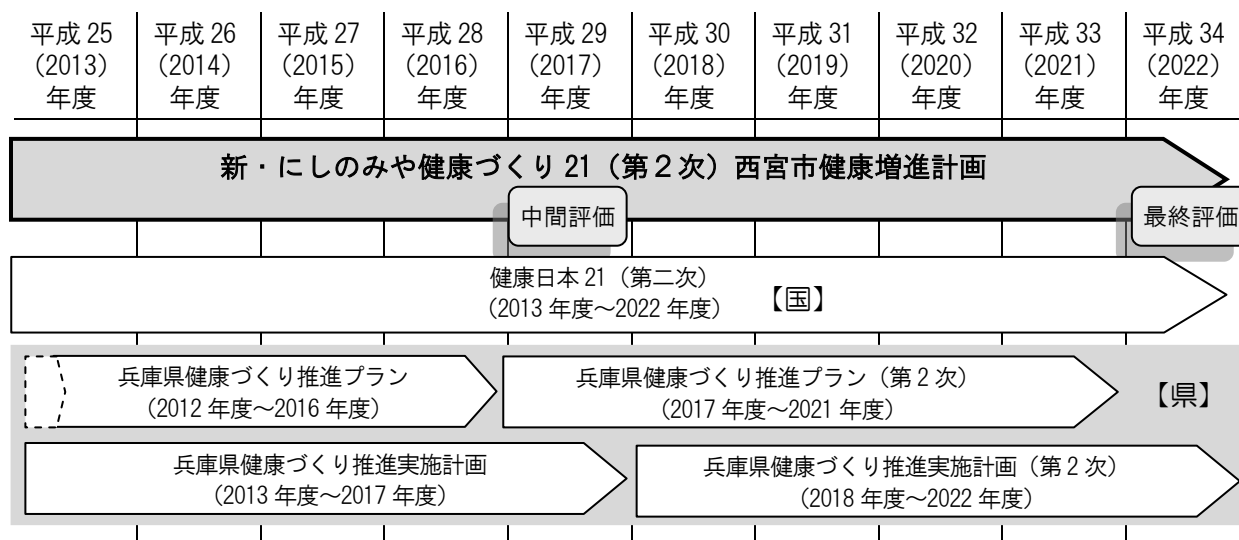
【国・県の法律・計画等】



### 3. 計画期間

本計画は、平成 25（2013）年度から平成 34（2022）年度までの 10 年間とし、平成 29（2017）年度の間中間評価を踏まえて見直しを行ったものです。

なお、健康指標は計画期末の平成 34（2022）年度に最終評価を行うこととします。



### 4. 中間評価の方法

「第 2 次計画」の中間評価にあたり、学識経験者や関係団体の代表、公募市民で構成する「西宮市健康増進計画中間評価委員会」において、市民の健康状況や課題とともに、健康指標の進捗状況や具体的な取り組みなどについて検討・協議を行いました。

また、庁内組織の「にしのみや健康づくり 21 庁内活動推進連絡会」「西宮市健康増進計画推進ワーキング会議」において、「第 2 次計画」の検証・評価、健康づくりの推進に向けた基本方針を共有するとともに、施策・事業の整理、計画案の内容などについて検討・協議を行いました。

さらに、市民を対象とした健康アンケート調査やワークショップ、計画案に対するパブリックコメントを実施することで、より多くの市民の声を計画に反映するよう努めました。